

伊賀環境サービス株式会社 様



「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(以下「条例」という)
に係る再意見書

表題の件について、条例第 25 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、見解書について生活環境の保全上の見地からの再意見を提出させていただきます。

記

第 1 再意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (条例施行規則第 21 条第一項第一号)



3 条例第 2 条第 2 項第 9 号イからハまでの別: 該当なし

第 2 再意見書に係る事業計画者の名称及び代表者の氏名及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類
(条例施行規則第 21 条第一項第二号)

- 1 事業計画者の名称: 伊賀環境サービス株式会社
- 2 代表者の氏名: 代表取締役 岸田昌信
- 3 事業計画地: 三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 他 12 筆
- 4 処理施設の種類: 安定型産業廃棄物最終処分場

第 3 意見の区分: その他

第 4 見解書について生活環境の保全上の見地からの意見 (条例施行規則第 21 条第一項第三号)

- 1 見解書や事業計画書並びに添付書類・図面には、産廃事業区域面積 24,917.85 m²の算出根拠を示す求積図などが全く示されていないため、事業区域面積 24,917.85 m²が正しい値なのか、それとも虚偽の値なのかが全く不明である。事業計画書には面積表 (No.3 図面) が添付されているが、単なる総面積の記載のみなので、誰もがその算出根拠を目視できる三斜求積法による算出式を記載した平面図を、きちんと公告するとともに縦覧に供する必要がある。(意見 1)
- 2 計画図では、進入路両側の切土法面が事業区域に含まれておらず、これにより、産廃事業区域面積が三重県環境アセスメント手続きに架からない 25,000 m²未満となっているが、切土法面を産廃事業区域に含めない法的理由は何か? (意見 2)

- (1) 埋立計画平面図 (No.7 図面) では産業廃棄物を埋め立てるエリアが示されているが、この埋立計画平面図には切土法面部分のほか、進入路部分も含まれていない。そうすると、進入路も産廃事業区域面積に入れる必要が無いのではないかと。(意見 兼 理由 2-1)
- (2) もしくは、産業廃棄物を埋め立てない進入路が産廃事業区域に入っているのなら、切土法面も産廃事業区域面積に計上して然るべきなのではないかと。(意見 兼 理由 2-2)
- (3) その場合 (切土法面部分も産廃事業区域面積に含めた場合) においては、明らかに産廃事業区域面積が 25,000 m²を超えられるので、本産廃条例に係る手続きではなく、三重県環境アセスメントに係る手続きに拠るべきである。(意見 兼 理由 2-3)

第5 意見の理由 (条例施行規則第 21 条第一項第三号)

- 1 通常、該当許認可手続きを行う区域面積を、第三者が図面上での手計算において検算できる表示をして然るべきであり、本来その客観的な算定根拠が無ければ、どの許認可事務手続きに該当するのかが判断できないはずである。万が一、手続き途中や許認可後に虚偽の面積であった場合、それが三重県環境アセスメント手続きに架かる 25,000 m²以上であると判明したならば、許認可の取消しは無論、それまでの許認可事務に費やされた県職員の事務量相当の給与返還の必要が生じるため、住民監査請求の対象ともなる。したがって、本来であれば、県当局との事前打ち合わせ時点か、最初の手続き時点で、きちんと三斜法による求積図を示す必要があったうえ、手続きが進行している現在に至っては、少なくとも再意見書に対する見解書にて求積図を示すべきである。(理由 1)
- 2 事業計画書に添付の図面中、No.5 の現況平面図では、「産廃事業区域」として切土法面部分が含まれて示されているが、他の図面で示す産廃事業区域面積 24,917.85 m²と全く同じ数値である。これはどちらが本当の 24,917.85 m²の区域か? これを客観的に判るように証明するには、三斜法に拠る求積図の提示しかないもので、その添付が無いのは極めて不可解、不自然である。また、県当局にこの件について問い合わせたところ、「切土法面は事業面積に含めない」とする条例や条例施行規則、あるいはガイドライン等は存在しないとのことである。したがって、切土法面は、当然の事ながら最終処分場の機能を維持するために必要な開発行為であるので、進入路や埋立てエリア周囲の集水側溝などと同様に、産廃事業区域に含めるのが通常である。
- したがって、再意見書に対する見解書にて、きちんと切土法面部分も含めた求積図を明示するべきである。(理由 2)

以上